国に対する
重点提案・要望事項

目　　次

1　災害からの復興と防災対策等の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２３

2　大規模災害や複合災害に備えた公共事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・１２５

3　教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２６

4　地域医療・保健等の人材確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２８

5　野生鳥獣被害対策及び森林環境整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・１３０

6　観光振興対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３１

7　道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実・・・・・・・・・・・１３２

8　河川・砂防施設の整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３４

1　災害からの復興と防災対策等の強化

＜提案・要望内容＞

1　長野県北部地震、長野県神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興

(1) 長野県北部地震、長野県神城断層地震において被災した町村の復興計画に基づく事業等が、計画的かつ円滑に推進できるよう、財政措置を講じるとともに、引き続き有効な対策を講じること。

(2) 御嶽山の噴火災害を踏まえ、火山観測体制を強化し、登山者等の安全確保のための警戒避難体制の構築や火山安全設備の整備等に対し、更なる技術的・財政的支援及び拡充を行うこと。

2　防災・減災対策等の強化について

(1) 平成 30 年 7 月豪雨災害では、早期の被災者支援及び復旧対策を進めるとともに、多くの犠牲者が出たことを踏まえ、住民の避難につながる防災情報のあり方について検証を行うなど、一層の防災・減災対策を推進すること。

(2) 「災害対策基本法」、「大規模災害からの復興に関する法律」、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」、「活動火山対策特別措置法」が円滑に運用できるよう、町村に対し、更なる技術的・財政的支援を行うこと。

(3) 地域に応じた防災・減災対策が柔軟かつ確実に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など、十分な財政措置を講じること。

(4) 防災行政無線のデジタル化に伴い、戸別受信機等の更新には、多額の費用と長期間の更新作業が生じることから、現状設備の延命など町村の実情に応じた対応が図られるよう十分な財政措置や技術的支援を講じること。

3　米軍機による低空飛行訓練について

米軍機の飛行訓練に伴い、低空による訓練や機体から発せられる轟音等により、住民生活に大きな不安などの影響が生じていることから、飛行訓練の実態を広く情報開示するとともに、関係自治体の意向を無視して実施されることがないよう、適切に対応すること。

＜現況・課題＞

長野県北部地震により被災した栄村では、栄村震災復興計画に基づく復興事業が継続されてきたところですが、引き続き有効な対策を講じることが必要であります。

神城断層地震（平成 26 年 11 月 22 日発生）においては、全半壊した家屋の再建や農地・農業用施設の復旧、二次土砂災害対策、林道復旧等が実施されてきたところでありますが、一層の支援が必要であります。

また、突如発生した御嶽山噴火（平成 26 年 9 月 27 日発生）では、火山観測体制を強化し、登山者等の安全確保を図るとともに、県全体としての一日も早い復旧・復興と、噴火災害への更なる対策強化が必要であります。

さらに、避難体制の強化として、携帯電話不感地帯の解消を進めるため、技術的、財政的な支援等が必要であります。

平成 30 年 7 月の豪雨災害では、西日本を中心に全国各地で甚大な被害をもたらしました。この豪雨により、多くの犠牲者が発生したほか、多数の住民が避難生活を余儀なくなれ、住民生活に重大な影響を及ぼしています。

また、本県では、2か所で避難指示の発令があったほか、孤立集落の発生や土砂流出等による道路の損壊等の被害が発生しています。

防災行政無線は、災害時や緊急時など地域住民への伝達手段として、大変重要な役割があります。防災行政無線のデジタル化に伴い、市町村では長期間の更新作業が必要となるため、現状設備ができる限り使用できるよう延命を図り、十分な財政措置や技術的支援を講じる必要があります。

平成29年3月に長野県内を米軍機オスプレイが飛行したことが明らかになり、飛行訓練は、低空による訓練や機体から発せられる轟音等により、住民生活に大きな不安などの影響が生じています。飛行訓練の安全性や今後展開される運用全般の状況についての具体的な内容を明確にしたうえで、関係自治体や地域住民に対し広く状況開示することや事前に十分な説明をするとともに、関係自治体の意向を無視して実施されることがないよう適切な対応が必要であります。

2　大規模災害や複合災害に備えた公共事業の推進

＜提案・要望内容＞

今後起こりうる地震、台風、豪雨、火山災害等の大規模災害や複合災害に備え、山林や河川等の地域の実態に応じて、治山・治水・砂防事業等を一体的かつ効果的に推進すること。

また、防災・減災の観点から、道路や橋梁、利水施設等の強靭化を推進するとともに、財政措置の充実を図ること。

＜現況・課題＞

我が国は、地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害が発生しやすい国土であることから、その被害を最小限に止めるため、大震災やその後の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務であります。

今後、起こりうる災害に備えた法整備や対策の整備とあわせ、地域の防災・減災のための公共事業が、柔軟かつ確実に取り組めるように、更なる財政支援が必要であります。

3　教育環境の整備

＜提案・要望内容＞

1　小中学校の教員配置基準の拡充

(1) 教員の質を向上させるとともに、義務教育における学級編制基準を引き続き見直し、正規教員を増員配置する中で、１学級あたりの児童・生徒数をＯＥＣＤ平均並みにすることを目指し、指導体制を充実させること。
　また、小中学校は地域コミュニティの中核的役割を果たすため、機械的に教職員を減らすことなく、適切な財政措置を講じること。

(2) 複式学級の学級編成の標準を引き下げ、教員配置基準の拡充を図ること。

(3) 小学校の英語教育やプログラミング教育等の導入に際しては、地域の実情に応じた教員の養成と適切な配置を講じるとともに、地域の人材を有効活用できる仕組みを構築すること。

(4) スクールカウンセラーや特別支援教育支援員など、学習指導・生徒指導両面で役割を果たす専門スタッフの配置を充実させること。

(5) 小学校の外国語活動や中学校の外国語教育において、ALT 等を積極的に活用できるようにするため、JET プログラムをはじめ民間委託等による配置に対し、財政支援を講じること。

2　特別支援教育等の充実

「学校教育法施行令の改正」や「発達障害者支援法」、「障害者差別解消法」等の趣旨に鑑み、特別支援学級の教員配置基準を拡充するとともに、小・中学校における医療的ケアの充実など、障害の有無によらず誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育の推進を図ること。

3　教育施設等の充実

(1) 学校等の公共施設のブロック塀などの調査点検及び危険個所の撤去、改修が迅速かつ円滑に実施できるよう、技術的支援や国庫補助制度等の財政支援の拡充を図ること。

(2) 老朽化した学校施設等について計画的に改修できるよう、補助単価を見直すとともに、十分な予算を確保すること。
　また、学校施設等は、地方創生においても重要な役割を果たすため、各地域の実情に沿って進められる教育施設等の整備に対し、財政措置の拡充を図ること。

(3) 今般の酷暑に対応する、子供たちが安全かつ安心して過ごすための冷房設備の設置などの環境整備に対して、十分な財政措置を講ずること。

(4) 老朽化したスポーツ・社会教育施設の安全の確保、長寿命化のための施設改修や建替え等、各種装置の高度化、施設の多機能化、省エネルギー化・バリアフリー化等の機能向上に対する財政措置を創設すること。

＜現況・課題＞

教員の配置基準について、現在、国では法律により公立小学校１年生における 35 人規模学級を導入していますが、長野県では国に先駆け、小・中学校すべての学年で「30 人規模学級編制」を導入しています。こうした背景もあって、本県は臨時的任用等の教員の数・割合が近年増加にあり、教育の質を確保するためには正規教員の拡充を進め、ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含めた 34 ヶ国の先進国が加盟する OECD（経済協力開発機構）並みの１学級あたり児童・生徒数とする必要があります。

平成29年3月に改訂された新しい学習指導要領では、小学生で英語教育やプログラミング教育が正式に授業化されることとなり、そうした専科教員の養成を行い、地域の実情に応じた適切な配置が求められています。

民間委託によるＡＬＴ活用については、地方交付税措置がないため、全額町村費負担となっており、ＡＬＴの増員を図るにも財源確保が難しい状況であります。

「学校教育法施行令の改正」や「発達障害者支援法」、「障害者差別解消法」等の趣旨に鑑み、特別支援学級の教員配置基準を拡充するとともに、小・中学校における医療的ケアの充実などを図り、障害の有無によらず誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育の推進が必要であります。

特別支援学級の教員配置については、重度障がい児童の受け入れに、支援員１名を配置する必要がありますが、町村の経費負担が発生している状況であり、更なる財政支援が必要であるとともに、状況に応じた柔軟な対応を可能とする教員配置基準等の拡充が必要であります。

平成30年6月大阪北部地域で発生した地震では、ブロック塀が倒壊し、大変痛ましい死亡事故が発生しました。学校周辺を含め、危険建築物は、早急に改修等の対応が必要となります。

老朽化による施設の補強・修繕・改修については、長寿命化改良事業が創設されたものの、事業の下限額が高く設定されているため、補助対象とならないケースや、補助率が１/３と低く、実際の工事費に比べ補助単価が低いことから、多額の一般財源が必要となっています。また各地域の教育施設等整備計画に基づく実施も併せて、補助単価の見直しや、財政支援措置の充実が必要であります。

スポーツ、文化、芸術を通じて得た喜び・夢・感動・楽しみ等の中から、住民が幸せで豊かな生活を認識することは非常に重要である中、スポーツ活動の基盤、地域内の文化・芸術の発信拠点である施設について、その役割を継続させるためには、更なる安全性確保や長寿命化施策、利用環境向上等が必要であり、整備・充実のための財政支援を求めるものであります。

4　地域医療・保健等の人材確保

＜提案・要望内容＞

1　医師の確保

(1)　地域医療機関の医師不足が深刻であり、地域別、診療科別の医師の偏在を是正するため、中小公立病院を中心に適正な配置が行えるよう、一定期間、医師不足地域への勤務を義務付けること。

**　また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分に確保される仕組みとすること。**

(2)　産婦人科医のように医師不足が深刻な診療科や地域の特性に配慮した、より適切な診療報酬上の評価を行うこと。

2　保健師等の確保

保健師、助産師、看護師等の養成・確保を図るとともに、働き続けられる就労環境の整備を促進し、偏在の解消と地域への定着を実現すること。

また、復職支援や再就業対策について適切な措置を講じるとともに財政的支援を充実すること。

3　障がい児（者）の支援人材の確保

発達障がい児(者)の早期発見、早期支援並びに幼児期から学齢期、就労までの一貫した支援を強化するため、発達障害の疑いのある児(者)及びその家族への適切な指導・助言ができるよう、専門的知識を有する人材の確保や相談支援体制の更なる充実を図ること。

4　保育人材の確保

良好な保育の提供のため、保育士の養成や処遇改善の充実など、引き続き人材確保に取り組むこと。

5　介護人材の確保

「介護離職者ゼロ」を達成するため、介護サービスの基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善など、人材確保を図ること。

＜現況・課題＞

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、医療サービスに対する需要の多様化、医療技術の高度化等を背景に、医師の育成、確保が求められています。

このような中、本県の医師数の状況を見ると、医師総数自体は緩やかに増加していますが、都市部に医師が集中する地理的偏在が顕著であり、地域の拠点病院・診療所等において医師が不足しております。特に産婦人科については、分娩の取扱いが休止となる医療機関が続出するなど、地元の地域での出産ができない状況が相次いで発生し、深刻な事態となっています。

ついては、国において、医師不足地域に十分配慮したきめ細やかな制度を講じるなど、実効性を高めるような仕組みを早急に構築することが必要であります。

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、保健医療サービスに対する需要の多様化、医療技術の高度化等を背景に、医療従事者の育成、確保が求められています。

医療従事者数の状況を見ると、本県は全国的に高い水準にありますが、偏在が顕著であり、小規模町村の拠点病院・診療所等においては、医療従事者が不足している状況であります。

ついては、国において、医療従事者不足地域に十分配慮したきめ細やかな施策を講じるとともに、

医療従事者の養成確保と勤務環境の改善が必要であります。

発達障害の疑いのある子どもが年々増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な指導及び必要な支援が求められています。しかしながら、発達障害の専門的知識を有する者が不足する町村にあっては、発達障害児に対する療育支援や保護者・家族に対する相談支援体制が整わないなどの課題があります。支援体制強化のための財政措置、人材確保等や相談支援体制の更なる拡充が必要であります。

近年、核家族化が進み、病児・病後児保育の需要が高まっています。小規模町村においては、病児・病後児保育の実施にあたり、人員配置のための人材と財政の確保が課題となっております。安心した子育て環境を提供するには、地域差のない病児・病後児保育の整備が求められております。

介護保険制度は、高齢化の進展や制度の定着化とともに利用者が増加し、要介護者の増加による給付費の増大、介護を担う人材不足や保険料負担の増大などの課題に直面しています。
厚生労働省の平成27年6月24日の報道発表では、平成37年度には介護人材が全国で約38万人不足となり、長野県は約8,400人不足で充足率で見ると10番目に低い81.9%となっています。
超高齢社会を迎える中、介護離職者ゼロによる一億総活躍社会の実現に向け、同制度が持続して運営でき、利用者へ適切なサービスが提供できるよう更なる充実を図るとともに、地域間の介護サービスの格差が生じないよう、国において所要の措置を講じる必要があります。
また、平成29年11月の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の施行にあわせ、外国人技能実習制度の対象職種に介護職種が追加され、介護保険が将来にわたり持続可能な制度となるためにも、人材の育成・確保の観点から、地域の実情に応じた外国人技能実習制度とする必要があります。

5　野生鳥獣被害対策及び森林環境整備の推進

＜提案・要望内容＞

1　野生鳥獣被害対策の拡充

野生鳥獣による被害は、経済的損失にとどまらず、農林業従事者の意欲の減退や耕作放棄地の増加要因ともなるため、町村が被害防止計画に基づく取り組みを積極的に推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策を一層推進するとともに鳥獣被害対策に関する交付金予算を十分確保すること。

2　広域捕獲の強化

国立公園や国有林等の国が面的管理をする地域等については、関係地方公共団体との十分な連携のもと、国主導により鳥獣被害対策を講じること。

3　駆除従事者の育成・確保

野生鳥獣被害対策の強化・充実を図るため、狩猟者の育成・確保に向けた支援の拡充・強化をはかること。

4　森林病害虫対策の推進

松くい虫等の森林病害虫被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や天敵の活用など、より効果的な駆除技術の研究開発、樹種転換・被害木の利用等を促進すること。

5　森林環境整備の推進

森林環境譲与税（仮称）の使途については、地域の森林の実態に即した事業が推進できるように設計すること。

また、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえてしっかりと調整すること。

＜現況・課題＞

野生鳥獣による農林業被害は減少傾向にありますが、被害額の多くを占めるニホンジカによる被害ついては、適正な生息密度へ誘導する個体数管理が必要不可欠であります。

これまで町村は、被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しながら侵入防止柵の整備や研修会の開催など、地域ぐるみの被害防止活動を進めてきましたが、今後も継続的に被害対策に取り組んでいくためにも、老朽化した侵入防止柵等の修繕を含めた予算の確保が必要であります。

また、改正鳥獣保護法により、野生鳥獣の捕獲対策の強化が図られていますが、引き続き駆除従事者の育成・確保は大きな課題であるとともに、有効な技術の開発や専門家の育成が望まれます。

更には、生息域の拡大を効率的に防止するため、国や他県等と連携した広域的な捕獲対策の推進が必要であります。

長野県における松くい虫の被害は、昭和 56 年に旧木曽郡山口村で確認されて以来、被害区域が拡大するとともに、被害量が増大してきました。近年は、毎年７万㎥程度の被害があり、都道府県別では平成 27 年度・平成 28 年度に全国１番目の被害量となっています。

被害拡大を解消するために、未発生地域における予防対策とともに、より効果的な駆除技術の開発や樹種転換等の促進、被害市町村が連携した防除対策が行える体制整備が必要であります。

国では 2019 年度から森林環境譲与税（仮称）を導入し、地方に税収を譲与するとともに、2024 年度から森林環境税（仮称）の課税を開始することとしております。我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図ることを目的とし、所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備を進めることとしております。

6　観光振興対策の推進

＜提案・要望内容＞

1　地域資源を生かした観光振興

町村の特色ある地域資源を生かした観光振興を積極的に進めるため、観光振興事業に対する交付金制度の創設など財政支援を図ること。

2　国際大会開催による地域観光・経済の振興

2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2019年のラグビーワールドカップにおいて、訪日客や選手が開催地のみならず多くの地域を訪問できるよう体制や環境を整備するとともに、町村が行う環境整備に対しても財政支援を行うこと。また、インバウンド観光による経済振興や、国際交流といった様々な効果が町村等の地域にも波及するよう積極的に取り組むこと。

3　スキー産業の振興

過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税減免に伴う地方交付税の減収補填措置対象事業にスキー索道業を追加するなど索道事業者の経営の安定化を図り、スキー場を抱える地域を支援すること。

＜現況・課題＞

長野県は、豊かな自然、美しい農村風景、歴史や文化、さらには健康長寿の暮らし等、世界に誇れる地域資源を数多く有し、それらに魅せられ国内外から多くの観光客が県内を訪れています。

観光客のニーズが多様化する中で、独自の地域資源を磨き上げ、観光地としてのブランド化を図り、地域の活性化につなげていくことが望まれます。

経済対策等により円高・デフレからの脱却が図られつつあった国内経済は、町村部の地域経済が活力を取り戻すには至らないまま、再び不透明感を増している現状であります。

このような状況の中で、今後予定される東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップの開催は、競技の開催地のみならず国内外選手の事前合宿や、これに伴う観光客の訪問などによる経済波及効果が期待されます。また、より多くの観光客を誘客するためには、公共サインや公衆無線LANの環境整備が必要であります。

現在、過疎地域自立促進特別措置法の固定資産税課税免除に伴う減収補填措置対象事業は製造業や旅館業等がありますが、スキー人口が減少する中でも施設整備が出来るように、スキー場を地方交付税の減収補填措置対象事業に加えていただき、スキー場を抱える地域への支援していただくよう求めます。

7　道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実

＜提案・要望内容＞

1　道路の整備促進

(1)　中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の早期整備を図ること。

(2)　国道 18・19・20・153・158 号の直轄事業を着実に進めるとともに、県が管理する国・県道の整備が促進されるよう必要な財源を確保すること。また、安全・観光の面から歩道・信号機についても地域の要望に応じた設置を促進すること。

(3)　地域間の連携強化、交流拡大及び産業の発展に関して重要な役割を担う地域高規格道路の整備を促進するため、必要な財源を確保すること。

(4)　国道、県道及び市町村道の均衡ある整備促進を図るとともに、町村が必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金や地方創生道整備推進交付金の必要額を確保すること。

(5)　災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送路の整備に対して必要な財源を確保すること。

2　リニア中央新幹線に関連する基盤整備促進及び工事に伴う町村への支援

(1)　リニア中央新幹線の開通効果が県内各地に広く波及するよう、アクセス道路やリニア駅の関連施設等の整備促進を図ること。

また、工事期間中の安全対策や環境への影響について十分配慮するとともに、地元自治体の意見を十分勘案するよう、ＪＲ東海への指導・監督を行うこと。

(2)　リニア中央新幹線の工事に伴い、住民生活の安全安心を確保するために、地元自治体が実施する環境評価に係る独自調査や、地元リニア対策会議等に係る人的・財政的支援措置を講じること。

3　インフラ老朽化対策の充実

急速に進む社会資本の老朽化に対して、適切な維持管理や計画的な修繕更新等を着実に実施するとともに、現場を担う人材不足の解消のため、継続的に人材を育成・確保し、長期的・計画的に事業推進できる仕組みを構築すること。

また、道路法改正に基づく橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講じるなど町村負担の軽減を図ること。

＜現況・課題＞

道路は、産業基盤の形成や国民生活の利便性の向上、災害時における緊急輸送や救急医療など、欠くことのできない重要な社会基盤でありますが、長野県内の道路網は未改良区間も多く存在し、そのネットワーク機能が十分発揮されるには至っておりません。

また、社会資本整備総合交付金の配当額や地方創生道整備推進交付金の交付額が要望額に満たない状況にあり、道路建設にあたっての用地買収や橋梁の架橋が計画通りに進まない状況となっています。

道路網の整備を「費用対効果」で画一的に捉えることなく、地域の実情を十分考慮し、遅れている町村の道路整備を一層推進していく必要があります。

リニア中央新幹線による利便性の向上や経済効果をより広範囲に波及させるためには、長野県内各地から中間駅への幹線道路等の整備や、隣接県との連携を図る必要があります。

また、建設中の工事車両の通過等による周辺の生活環境の悪化や、トンネル工事等による水源への影響が懸念されることから、事業主体であるＪＲ東海に対する管理監督を行うとともに、地元住民の不安解消に向けた自治体独自の取り組みに対し、工事に付随する経費として財政支援を講じる必要があります。

地域の生活・産業活動を支える社会資本は、多くが高度経済成長期に整備されており、老朽化が急速に進んでいます。しかしながら、その社会資本の大半を管理する市町村では、点検・補修業務を担う技術職員が不足していることから、財源の確保とともに、国・県・市町村が情報や技術を共有・協力して老朽化対策を計画的に実施していく必要があります。

8　河川・砂防施設の整備促進

＜提案・要望内容＞

1　護岸整備等、河川の整備促進を図るとともに、十分な予算を確保すること。

2　町村が行う防災上必要な準用河川や沢の改修への財政支援等の拡充を図ること。

3　地方の意見や実績を十分踏まえ、直轄事業を着実に進めるとともに、洪水時の災害対応等を迅速かつ的確に実施するため千曲川等の河川について国による一元管理化を図ること。

4　砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設の整備や深層崩壊対策など、土砂災害対策を促進すること。

5　土砂災害特別警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の安全を確保するため、優先的・計画的に砂防事業等を推進すること。

＜現況・課題＞

長野県は、千曲川、木曽川、天竜川等全国有数の河川を有し、河川延長が長いうえ、急峻な地形と脆弱な地質のため、台風や梅雨、近年多発している局地的集中豪雨などの際には、堤防の決壊や河川の氾濫により甚大な被害を受ける恐れがあります。

しかしながら、河川整備費はピーク時に比べ激減しているのが現状であり、住民の生命や財産を守るため、河川整備は緊急の課題であります。

長野県は急峻な地形と脆弱な地質のため、土砂災害危険箇所が多く分布しており、特に地すべり危険個所は都道府県別で最も多い状況であります。

このような中で、土砂災害危険個所の整備率は２割程度であり、事業費についても横ばいが続く厳しい状況でありますが、特に緊急性の高い箇所は優先的に整備していく必要があります。